

職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条では、新たに職務に就くことになった職長等に対して、事業主は一定の安全衛生教育を実施しなければならないとされています。

新に職長に就く予定の方、職長になられた方及び監督者を対象にリスクアセスメント、監督・指示の方法、作業設備・作業方法の改善、異常時の措置等、職長に必要な安全衛生教育を実施いたします。

建設業等に対して、安全衛生責任者制度が設けられ、安全衛生責任者に対して、安全衛生教育を行うよう求められています。

1 講習年月日 [講習日程表](#)

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

3 受講料 (令和7年度の金額)	区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
	会員	10,950	1,650	12,600
	非会員	13,850	1,650	15,500

※令和8年度中にテキストの価格改定が予定されております。

恐れ入りますが、送付する受講票の金額を確認頂きお振込みをお願い致します。

4 定員 40名

5 講習内容及び 予定時間	講習内容	予定時間
	作業方法、労働者の配置、指導又は監督の方法、設備及び作業場の保守管理、異常時等の措置、労働災害防止活動、リスクアセスメント、OSHMS他、グループ演習	8:50～17:25 8:50～17:25
	職長・安全衛生責任者の職務等、統括安全衛生管理の進め方	

詳細は [特別教育等のご案内](#) を参照願います。

6 申込み方法 [「安全衛生及び特別教育等の申込について」](#)をご確認ください。